



発電量
シミュレーション
補償付き
低圧パッケージ

 明日を未来にする。
Next Energy

ネクストエナジー・アンド・リソース 株式会社

ご契約概要

この保険契約の内容について特に確認いただきたい事項を「契約概要」に記載しています。この書面はこの保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社お客様コールセンター、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。なお、このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

商品の仕組みおよび引受条件等

この保険は、日本リビング保証株式会社が指定する取扱店からの委託を受けて、取扱店経由で太陽光発電システムを購入されたすべてのお客様を被保険者として、引受保険会社と締結した保険契約です。

注意喚起情報のご説明

ご契約に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約に記載されていますので、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)

ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご注意ください。

通知事項	加入者証記載の住所または電話番号を変更した場合
------	-------------------------

ご契約後、次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。次に掲げる事実が発生した場合には、その事実が発生した時以降に生じた事故に対しては、保険金はお支払いできません。

通知事項	保険の対象の設置場所を変更した場合および保険の対象を売却または譲渡した場合
------	---------------------------------------

その他のご説明

ご契約に際してご確認いただきたいその他の事項を記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約に記載されていますので、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

事故が発生した場合の手続き

(1)事故が発生した場合のご連絡等

事故が発生した場合は、次の処置を行ったうえで、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止(消防車、救急車は119番) ②目撃者の確認

(2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただけます。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類

(1) 保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)

(2) 引受保険会社の定める損害(事故)状況調書(注)

(注)事故日時、発生場所、事故状況、事故原因、応急修理の有無、本修理の内容等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、⑤に掲げる書類も提出していただく場合があります。

(3) 保険金の請求権を有することの確認資料

(書類の例)委任状・印鑑証明書・資格証明書・商業登記簿謄本・法人登記簿謄本

(4) 損害・損失の発生を示す書類

①損害・損失の発生を証明する書類

(書類の例)・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類)

・事故原因、事故時間、発生場所、損害状況または損失状況の見解書、写真

・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書

・図面(配置図、建物図面) ・復旧通知書

②損失の額を証明する書類

財務諸表などの決算書類や、売上高(生産高)に関する書類、収益減少防止のために支出した費用を示す書類 など

③保険の対象であることを証明する書類

(書類の例)

・建物登記簿謄本、固定資産台帳登録証明申請書 ・固定資産課税台帳写

・所有権区分に関する確認書

・被保険者が占有管理する敷地内に所在する物件であることを確認する書類

・隣接物件であることを確認する書類

④その他の書類

・権利移転書、調査同意書(引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書)

・保険事故が有責であるとわかるメーカー見解書、修理見積り

・売電停止期間がわかるモニター画面の写真

・お客様の契約する「売電単価」がわかる電力会社から発行される「受給電力量のお知らせ」等の資料

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項(注1)の確認を終えて保険金をお支払いします(注2)。

(注1)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注2)必要な事項の確認を行うために、警察等公的機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人の鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

ご不明な点につきましては、弊社コールセンター、取扱代理店、または引受保険会社までご照会ください。

(2017年10月承認)No:B17-102625

本 社 〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂11465-6

東京支店 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト14階

大阪営業所 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島3-10-13 物産ビル6階

名古屋営業所 〒452-0003 愛知県清須市西枇杷島町末広77

【お問い合わせ先】

 **0120-338647**
お客様相談室

営業時間 10:00~17:00(土・日・祝日を除く)